

那覇市公報

第 1 9 1 3 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

- 那覇市印鑑条例の一部を改正する条例（ハイサイ市民課）…………… 1111
- 那覇市手数料条例の一部を改正する条例（建築指導課）…………… 1114

◇規 則◇

- 那覇市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則（ハイサイ市民課）…………… 1124

◇告 示◇

- 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の廃止について（建築指導課）…………… 1125
- 那覇市屋外広告物講習会開催について（都市計画課）…………… 1126
- 身体障害者手帳交付に係る医師の指定について（障がい福祉課）…………… 1127
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（障がい福祉課）…………… 1128
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）…………… 1129
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）…………… 1130
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について（保護管理課）…………… 1131

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課）	1132
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について（保護管理課）	1133
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について（保護管理課）	1134

◇公 告◇

○那覇市安謝福祉複合施設（那覇市安謝児童館及び那覇市安謝老人憩の家）指定管理者募集について（ちゃーがんじゅう課）	1135
○那覇市若狭児童館指定管理者募集について（こども教育保育課）	1137
○那覇市緑ヶ丘公園集会所指定管理者募集について（こども教育保育課）	1139
○協栄浮島マンション等売却組合の理事長の氏名等について（まちなみ整備課）	1141

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について	1142
○那覇市排水設備指定工事店の異動について	1143
○那覇市排水設備指定工事店の取消しについて	1144

◇教育委員会規則◇

○那覇市学校給食センターの受配校に関する規則の一部を改正する規則	1145
----------------------------------	------

条 例

那覇市条例第21号
令和8年7月7日
公 布 済

那覇市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市印鑑条例の一部を改正する条例

那覇市印鑑条例(昭和51年那覇市条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(印鑑登録証明書の交付申請) 第16条 印鑑登録証明書の交付を受けようとする者は、印鑑登録証を提示して、書面により、市長に申請しなければならない。ただし、<u>個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項の個人番号カードをいう。以下同じ。)</u>の交付を受けた印鑑登録者が自ら<u>個人番号カード</u>を提示して当該申請を行うときは、印鑑登録証の提示を要しないものとする。	(印鑑登録証明書の交付申請) 第16条 印鑑登録証明書の交付を受けようとする者は、印鑑登録証を提示して、書面により、市長に申請しなければならない。ただし、<u>次に掲げるもの(以下この条及び次条において「個人番号カード等」という。)</u>の交付を受けた印鑑登録者が自ら<u>個人番号カード等のいずれかを</u>提示して当該申請を行うときは、印鑑登録証の提示を要しないものとする。 (1) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項の個人番号カード</u> (2) <u>出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項の特定在留カード</u> (3) <u>日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項の特定特別永住者証明書</u> (多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請) 第17条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、<u>個人番号カード</u>(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)又は移動端末設備(同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備であって同法第35条の2第1項の移動端末設備
(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請) 第17条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、<u>個人番号カード</u>(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)又は移動端末設備(同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備であって同法第35条の2第1項の移動端末設備	(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請) 第17条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、<u>個人番号カード等</u>(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)又は移動端末設備(同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備であって同法第35条の2第1項の移動端末設備

用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を使用して、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、自動的に証明書等を交付するものをいう。)に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付の申請をすることができる。	用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を使用して、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、自動的に証明書等を交付するものをいう。)に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付の申請をすることができる。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第22号

令和8年7月7日

公 布 済

那覇市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第2 別記] [別表第4 別記]	[別表第2 別記] [別表第4 別記]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 4 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第4第8項を第9項とし、第7項の次に1項を加える改正規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第4第6項の規定は、この条例の施行の日以後に提出又は通知を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画に係る審査の事務の手数料について適用し、同日前に提出又は通知を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画に係る審査の事務の手数料については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表第2(第2条関係)

保健衛生及び環境に関するもの

1～15 [略]

- 16 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。)及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)～(2)	[略]		
(3)	法第24条第1項の規定に基づく医薬品の	[略]	

	販売業の許可の申請に対する審査	
(4)	法第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	
(5)～(16) [略]		
(17)	政令第45条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許可証又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証の書換え交付	薬局開設許可証、医薬品販売業許可証又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証の書換え交付手数料
(18)	政令第46条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許可証又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証の再交付	薬局開設許可証、医薬品販売業許可証又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証の再交付手数料

17～24 [略]

[改正後 別記]

別表第2(第2条関係)

保健衛生及び環境に関するもの

1～15 [略]

16 [略]

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)～(2) 〔略〕			
(3)	法第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業(配置販売業を除く。)の許可の申請に対する審査	〔略〕	
(4)	法第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業(配置販売業を除く。)の許可の更新の申請に対する審査		
(5)～(16) 〔略〕			
(17)	政令第2条の3第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付	薬局開設許可証の書換え交付手数料	1件につき 2,100円
(18)	政令第2条の4第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付	薬局開設許可証の再交付手数料	1件につき 2,900円
(19)	政令第45条第1項の規定に基づく医薬品の販売業(配置販売業を除く。)の許可証又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証の書換え交付	医薬品販売業許可証又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証の書換え交付手数料	〔略〕
(20)	政令第46条第1項の規定に基づく医薬品の販売業(配置販売業を除く。)の許可証又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証の再交付	医薬品販売業許可証又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証の再交付手数料	

17～24 [略]

〔改正前 別記〕

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1～5 〔略〕

6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料 の名称	手数料の額
(1)	〔略〕		次のアからセまでに掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の各部分の区分に応じ、当該アからセまでに定める額を合算した額(建物の全部がアからセまでに掲げる部分のいずれにも該当しない場合にあっては、20,000円) ア 基準省令第1条第1項第1号イに適合するものとして申請された非住宅部分(全部又は一部を工場等の用途以外の用途に供する建築物に係るものに限り、カに掲げるものを除く。) 次の(ア)から(キ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(キ)までに定める額 (ア)～(キ) 〔略〕 イ 基準省令第1条第1項第1号ロに適合するものとして申請された非住宅部分(全部又は一部を工場等の用途以外の用途に供する建築物に係るものに限り、カに掲げるものを除く。) 次の(ア)から(キ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(キ)までに定める額 (ア)～(キ) 〔略〕 ウ 基準省令第1条第1項第1号イに適合するものとして申請された非住宅部分(全部を工場等の用途に供する建築物に係るものに限り、カに掲げるものを除く。) 次の(ア)から(キ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(キ)までに定める額 (ア)～(キ) 〔略〕 エ 基準省令第1条第1項第1号ロに適合するものとして申請された非住宅部分(全部を工場等の用途に供する建築物に係るものに限り、カに掲げるものを除く。) 次の(ア)から(キ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(キ)までに定める額 (ア)～(キ) 〔略〕 オ 基準省令第1条第1項第3号ロに適合するものとして申請された非住宅部分(カに掲げるものを除く。) ア(ア)から(キ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該ア(ア)から(キ)までに定める額 カ 〔略〕 キ 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅等に係るもの及びコに掲げ

	るものを除く。) 次の(ア)又は(イ)に掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額 (ア)～(イ) [略] <u>ク</u> 基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(1)に適合するもの又は同号イ(1)及びロ(2)に適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅等に係るもの及び<u>コ</u>に掲げるものを除く。) 次の(ア)又は(イ)に掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額 (ア)～(イ) [略] <u>ケ</u> 基準省令第1条第1項第3号ロに適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅等に係るもの及び<u>コ</u>に掲げるものを除く。) <u>ク</u>(ア)又は(イ)に掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該<u>ク</u>(ア)又は(イ)に定める額 <u>コ</u> [略] <u>サ</u> 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅等に係るものに限り、<u>セ</u>に掲げるものを除く。) 次の(ア)から(エ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額 (ア)～(エ) [略] <u>シ</u> 基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(1)に適合するもの又は同号イ(1)及びロ(2)に適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅等に係るものに限り、<u>セ</u>に掲げるものを除く。) 次の(ア)から(エ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額 (ア)～(エ) [略] <u>ス</u> 基準省令第1条第1項第3号ロに適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅等に係るものに限り、<u>セ</u>に掲げるものを除く。) <u>シ</u>(ア)から(エ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該<u>シ</u>(ア)から(エ)までに定める額 <u>セ</u> [略]
[略]	

7 [略]

8 [略]

[改正後 別記]
別表第4(第2条関係)
建設に関するもの
1～5 [略]
6 [略]

号	事務	手数料 の名称	手数料の額
(1)	[略]	次のアからタまでに掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の各部分の区分に応じ、当該アからタまでに定める額	

を合算した額(建物の全部がアからタまでに掲げる部分のいずれにも該当しない場合にあっては、20,000円)

ア 基準省令第1条第1項第1号イに適合するものとして提出又は通知を受けた非住宅部分(全部又は一部を工場等の用途以外の用途に供する建築物に係るものに限り、カに掲げるものを除く。) 次の(ア)から(キ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(キ)までに定める額
(ア)～(キ) [略]

イ 基準省令第1条第1項第1号ロに適合するものとして提出又は通知を受けた非住宅部分(全部又は一部を工場等の用途以外の用途に供する建築物に係るものに限り、カに掲げるものを除く。) 次の(ア)から(キ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(キ)までに定める額
(ア)～(キ) [略]

ウ 基準省令第1条第1項第1号イに適合するものとして提出又は通知を受けた非住宅部分(全部を工場等の用途に供する建築物に係るものに限り、カに掲げるものを除く。) 次の(ア)から(キ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(キ)までに定める額
(ア)～(キ) [略]

エ 基準省令第1条第1項第1号ロに適合するものとして提出又は通知を受けた非住宅部分(全部を工場等の用途に供する建築物に係るものに限り、カに掲げるものを除く。) 次の(ア)から(キ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(キ)までに定める額
(ア)～(キ) [略]

オ 基準省令第1条第1項第3号ロに適合するものとして提出又は通知を受けた非住宅部分(カに掲げるものを除く。) ア(ア)から(キ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該ア(ア)から(キ)までに定める額

カ [略]

キ 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合するものとして提出又は通知を受けた住宅部分(共同住宅等に係るもの及びサに掲げるものを除く。) 次の(ア)又は(イ)に掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額
(ア)～(イ) [略]

ク 基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして提出又は通知を受けた住宅部分(共同住宅等に係るもの及びサに掲げるものを除く。) 次の(ア)又は(イ)に掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 200平方メートル未満 18,000円

(イ) 200平方メートル以上 19,000円

	<u>ケ</u> 基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(1)に適合するもの又は同号イ(1)及びロ(2)に適合するものとして<u>提出又は通知を受けた住宅部分</u>(共同住宅等に係るもの及び<u>サ</u>に掲げるものを除く。) 次の(ア)又は(イ)に掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額 (ア)～(イ) [略] <u>コ</u> 基準省令第1条第1項第3号ロに適合するものとして<u>提出又は通知を受けた住宅部分</u>(共同住宅等に係るもの及び<u>サ</u>に掲げるものを除く。) <u>ケ(ア)</u>又は(イ)に掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該<u>ケ(ア)</u>又は(イ)に定める額 <u>サ</u> [略] <u>シ</u> 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合するものとして<u>提出又は通知を受けた住宅部分</u>(共同住宅等に係るもの)に限り、<u>タ</u>に掲げるものを除く。) 次の(ア)から(エ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額 (ア)～(エ) [略] <u>ス</u> 基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして<u>提出又は通知を受けた住宅部分</u>(共同住宅等に係るもの)に限り、<u>タ</u>に掲げるものを除く。) 次の(ア)から(エ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額 (ア) 300平方メートル未満 33,000円 (イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 55,000円 <u>ロ</u> (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 98,000円 (エ) 5,000平方メートル以上 148,000円 <u>セ</u> 基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(1)に適合するもの又は同号イ(1)及びロ(2)に適合するものとして<u>提出又は通知を受けた住宅部分</u>(共同住宅等に係るもの)に限り、<u>タ</u>に掲げるものを除く。) 次の(ア)から(エ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額 (ア)～(エ) [略] <u>ソ</u> 基準省令第1条第1項第3号ロに適合するものとして<u>提出又は通知を受けた住宅部分</u>(共同住宅等に係るもの)に限り、<u>タ</u>に掲げるものを除く。) <u>セ(ア)</u>から(エ)までに掲げる当該部分に係る床面積の合計の区分に応じ、当該<u>セ(ア)</u>から(エ)までに定める額 <u>タ</u> [略]
	[略]

7 [略]

8 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第12条第1項本文の規定による宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の許可の申請又は法第15条第1項の規定による宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の協議に対する審査	宅地造成又は特定盛土等工事許可申請等手数料	次のアからサまでに掲げる盛土又は切土をする土地の面積の区分に応じ、それぞれアからサまでに定める額 ア 500平方メートル以下のもの 21,000円 イ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 32,000円 ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 44,000円 エ 2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの 62,000円 オ 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 72,000円 カ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 96,000円 キ 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの 150,000円 ク 20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下のもの 228,000円 ケ 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以下のもの 354,000円 コ 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下のもの 498,000円 サ 100,000平方メートルを超えるもの 642,000円
(2)	法第12条第1項本文の規定による土石の堆積に関する工事の許可の申請又は法第15条第1項の規定による土石の堆積に関する工事の協議に対する審査	土石の堆積工事許可申請等手数料	次のアからサまでに掲げる土石の堆積をする土地の面積の区分に応じ、それぞれアからサまでに定める額 ア 500平方メートル以下のもの 16,000円 イ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 18,000円 ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 21,000円 エ 2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの 24,000円 オ 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 34,000円 カ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 37,000円 キ 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの 44,000円 ク 20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下のもの 58,000円 ケ 40,000平方メートルを超え70,000平方

			メートル以下のもの 78,000円 コ 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下のもの 114,000円 サ 100,000平方メートルを超えるもの 138,000円
(3)	法第16条第1項本文の規定による宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の計画の変更に係る許可の申請又は法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定による宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の計画の変更に係る協議に対する審査	宅地造成又は特定盛土等工事変更許可申請等手数料	次のアからウまでに掲げる工事の計画の変更の区分に応じ、当該アからウまでに定める額を合算した額(当該額が642,000円を超える場合にあっては、642,000円) ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更(イに掲げる工事の計画の変更のみに係るものを除く。) 盛土又は切土をする土地の面積(イに掲げる工事の計画の変更を伴う場合にあっては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の盛土又は切土をする土地の面積)に応じ、それぞれ(1)の号手数料の額の欄に定める手数料の額に10分の1を乗じて得た額 イ 盛土又は切土をする土地への新たな土地の編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更 新たに編入される土地の面積に応じ、それぞれ(1)の号手数料の額の欄に定める手数料の額と同一の額 ウ ア及びイに掲げる工事の計画の変更以外のもの 10,000円
(4)	法第16条第1項本文の規定による土石の堆積に関する工事の計画の変更に係る許可の申請又は法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定による土石の堆積に関する工事の計画の変更に係る協議に対する審査	土石の堆積工事変更許可申請等手数料	次のアからウまでに掲げる工事の計画の変更の区分に応じ、当該アからウまでに定める額を合算した額(当該額が138,000円を超える場合にあっては、138,000円) ア 土石の堆積に関する工事に係る計画の変更(イに掲げる工事の計画の変更のみに係るものを除く。) 土石の堆積をする土地の面積(イに掲げる工事の計画の変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積をする土地の面積)に応じ、それぞれ(2)の号手数料の額の欄に定める手数料の額に10分の1を乗じて得た額 イ 土石の堆積をする土地への新たな土地の編入に係る土石の堆積に関する工事の

			計画の変更 新たに編入される土地の面積に応じ、それぞれ(2)の号手数料の額の欄に規定する手数料の額と同一の額 ウ ア及びイに掲げる工事の計画の変更以外のもの 10,000円
(5)	法第18条第1項の規定による検査の申請に対する審査	宅地造成又は特定盛土等工事中間検査申請手数料	次のアからサまでに掲げる盛土又は切土をする土地の面積の区分に応じ、それぞれアからサまでに定める額 ア 500平方メートル以下のもの 10,000円 イ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 11,000円 ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 12,000円 エ 2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの 13,000円 オ 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 15,000円 カ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 16,000円 キ 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの 17,000円 ク 20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下のもの 18,000円 ケ 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以下のもの 20,000円 コ 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下のもの 26,000円 サ 100,000平方メートルを超えるもの 27,000円
(6)	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)第88条の規定による書面の交付	盛土等適合証明書交付手数料	1件につき5,000円

9 [略]

規 則

那覇市規則第31号

令和8年7月7日

公 布 済

那覇市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市印鑑条例施行規則(昭和51年那覇市規則第43号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(印鑑登録証明書の交付) 第9条 市長は、条例第16条の規定による印鑑登録証明書の交付申請があったときは、印鑑登録証又は個人番号カード及び当該交付申請書の記載事項を印鑑登録原票と照合の上、直接交付するものとする。ただし、那覇市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(平成16年那覇市条例第38号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた申請に係る印鑑登録証明書については、郵送その他市長が適当と認める方法により交付するものとする。	(印鑑登録証明書の交付) 第9条 市長は、条例第16条の規定による印鑑登録証明書の交付申請があったときは、印鑑登録証又は同条ただし書に規定する個人番号カード等及び当該交付申請書の記載事項を印鑑登録原票と照合の上、直接交付するものとする。ただし、那覇市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(平成16年那覇市条例第38号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた申請に係る印鑑登録証明書については、郵送その他市長が適当と認める方法により交付するものとする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

那覇市告示第 214 号

令和 8 年 7 月 14 日

掲 示 済

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の廃止について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路を次のとおり廃止したので、公示する。

その関係図書は、那覇市まちなみ共創部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

- 1 廃 止 番 号：第 4 号
- 2 廃 止 道 路 の 種 類：第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路
- 3 廃 止 の 年 月 日：令和 8 年 7 月 14 日
- 4 廃 止 道 路 の 位 置：那覇市字真地上原 216 番 10 の一部、19 の一部、
33 の一部、34 の一部
- 5 廃止道路の延長及び幅員等：延長 21.8m、幅員 5.0m
昭和 46 年 6 月 24 日第 55 号の一部廃止

那覇市告示第 220 号

令和 8 年 7 月 16 日

掲 示 済

那覇市屋外広告物講習会開催について

那覇市屋外広告物条例第 44 条第 1 項の規定により、講習会を次のとおり実施する。

那覇市長 知念 覚

- 1 講習会の日時及び場所
 - (1)日時 令和9年1月20日(水曜日) 10時から16時まで
 - (2)場所 那覇市役所12階 第1研修室A・B
- 2 講習手数料 2,000円（申込後に納付書を送付致します。）
- 3 受講申込手続 令和8年8月3日(月曜日)から令和8年10月30日(金曜日)まで
- 4 その他 詳細については、那覇市都市計画課（電話 098-951-3246）へ問い合わせること。

那覇市告示第 241 号

令和 8 年 8 月 3 日

身体障害者手帳交付に係る医師の指定について

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき令和 8 年 6 月 26 日付け次のように指定した。

那覇市長 知念 覚

	医師氏名	診療科目	医療機関名
1	兼子 宜之	内科	沖縄協同病院
2	外間 政朗	脳神経外科	おもろまちメディカル センター
3	當山 真紀	小児科	沖縄南部療育医療セン ター
4	山元 昇栄	循環器内科	大浜第一病院
5	小渡 貴司	脳神経内科	那覇セントラルクリニ ック

那覇市告示第 242 号
令和 8 年 8 月 3 日

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定に基づき令和 8 年 7 月 1 日付け次のように指定した。

那覇市長 知念 寛

医療機関 名称及び所在地	開設者名称	自立支援医療 の種類	指定年月日
ふくぎ訪問看護 那覇市楚辺 2 丁目 26 番 22-703 号 プレミアムアクシスエンズ那 覇楚辺	株式会社 Umu サポート 代表取締役 宮城 直人	育成医療・更生医療	令和 8 年 7 月 1 日

那覇市告示第 243 号

令和 8 年 8 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 知念 覚

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
訪問看護ステーション セレス	合同会社 plage	令和 8 年 5 月 1 日～ 令和 14 年 4 月 30 日
那覇市安謝 2 丁目 1 番地 32 - A		
リハばるホームナーシング首里	株式会社 メイビスケア	令和 8 年 6 月 4 日～ 令和 14 年 6 月 3 日
那覇市首里石嶺町 2 丁目 90 番地 3YM ビル 102		
TAISHI 整形外科スポーツ・リハ ビリククリニック	医療法人エス・スターズ	令和 8 年 6 月 1 日～ 令和 14 年 5 月 31 日
那覇市国場 1177 番地 3 カテーラメディカルビル 2 階・3 階		
陽だまり 訪問看護ステーショ ン	株式会社 BOTAN	令和 8 年 6 月 1 日～ 令和 14 年 5 月 31 日
那覇市首里石嶺町四丁目 446 番地 79		
とりほり眼科	医療法人淑南会	令和 8 年 6 月 1 日～ 令和 14 年 5 月 31 日
那覇市首里鳥堀町 4 丁目 32 番地 4		
A L B A 歯科&矯正歯科 那 覇バスターミナル	医療法人社団輪葉歯	令和 8 年 7 月 1 日～ 令和 14 年 6 月 30 日
那覇市泉崎一丁目 20 番 1 号カフーナ旭橋 A 街区 1 階		

那覇市告示第 244 号

令和 8 年 8 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 知念 寛

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
はるな薬局	有限会社 A T ケミカ	令和 8 年 4 月 30 日
那覇市古波蔵 2 - 4 - 19		
かおる小児科	医療法人 ゆうりな	令和 8 年 5 月 31 日
那覇市国場 724 - 3 メゾンセブン 101 号		
とりほり眼科	新垣 淑邦	令和 8 年 6 月 1 日
那覇市首里鳥堀町 4 丁目 32 番地 4		
よぎ眼科	村田 勝一郎	令和 8 年 6 月 30 日
沖縄県那覇市与儀 1 丁目 1 - 28 メディカルモール 2 階		
すこやか薬局 与儀店	株式会社 薬正堂	令和 8 年 5 月 31 日
那覇市国場 707 パラシオン国場 1 階		
にいじろ薬局	株式会社 アーガス	令和 8 年 6 月 30 日
那覇市大道 57 番地 栗国アパート 1 階		
あいあい薬局	合同会社 ガロ	令和 8 年 6 月 30 日
那覇市高良 3 - 6 - 16		

那覇市告示第 245 号

令和 8 年 8 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 知念 寛

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後（ 変 更 前 ）	
金城町皮フ科・美容クリニック		令和 8 年 4 月 17 日
名称変更	金城町皮フ科・美容クリニック （金城町皮フ科）	
訪問看護ステーションなは		令和 8 年 6 月 1 日
名称	訪問看護ステーションなは （訪問看護ステーションくもじ）	
訪問看護ステーションなは		令和 8 年 6 月 1 日
所在地	那覇市古波蔵二丁目 12 番 12-1 号 （那覇市久茂地 3 丁目 4 番 16 号 新垣ビル 3-A）	
山城内科医院		令和 8 年 6 月 1 日
名称	山城内科医院 （山城消化器内科医院）	
小禄訪問看護ステーション		令和 8 年 7 月 1 日
所在地	那覇市小禄一丁目 27 番地 1 （那覇市小禄 547 番地の 1）	

那覇市告示第 246 号

令和 8 年 8 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 知念 寛

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
家族の手デイサービス石嶺 (地域密着型通所介護)	令和 8 年 6 月 30 日
沖縄県那覇市首里石嶺町三丁目 162 番地 1	
すこやか薬局 与儀店 (居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導)	令和 8 年 6 月 1 日
那覇市国場 707 パラシオン国場 1 階	

那覇市告示第 247 号

令和 8 年 8 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 知念 覚

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
訪問看護ステーションなは		令和 8 年 6 月 1 日
名称	訪問看護ステーションなは (訪問看護ステーションくもじ)	
訪問看護ステーションなは		令和 8 年 6 月 1 日
所在地	那覇市古波蔵二丁目 12 番 12－1 号 (那覇市久茂地 3 丁目 4 番 16 号 新垣ビル 3－A)	
アースサポート那覇		令和 8 年 6 月 1 日
所在地	那覇市首里平良町 1 丁目 18 番 102 号 (那覇市首里鳥堀町 5 丁目 53－2)	
小禄訪問看護ステーション		令和 8 年 7 月 1 日
所在地	那覇市小禄一丁目 27 番地 1 (那覇市小禄 547 番地の 1)	

那覇市告示第 248 号

令和 8 年 8 月 3 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 知念 覚

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
堀川 綾子	はり・きゅう	令和 8 年 6 月 18 日
訪問鍼灸マッサージ KEIROW 那覇中央ステーション	那覇市泊 1－6－2 ライオンズマンション泊 901	

公 告

那覇市公告第 346 号

令和 8 年 7 月 28 日

掲 示 済

那覇市安謝福祉複合施設(那覇市安謝児童館及び那覇市安謝老人憩の家)
指定管理者募集について

令和9年4月1日からの那覇市安謝児童館及び那覇市安謝老人憩の家（以下「複合施設」という。）の管理を行う法人その他の団体を次のとおり募集いたします。

那覇市長 知念 寛

1 名称及び所在地

(1)名称 那覇市安謝児童館

那覇市安謝老人憩の家

(2)位置 那覇市安謝2丁目15番1号

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市安謝福祉複合施設条例第3条及び第18条に定めるもののほか、那覇市安謝福祉複合施設(那覇市安謝児童館及び那覇市安謝老人憩の家)指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)のとおりです。

3 指定の予定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

4 応募資格

応募者は、指定期間中、複合施設の管理を円滑かつ安定して実施できる法人その他の団体であって、次の要件に該当するものとします。

- (1) 沖縄県内に本店又は主たる事業所等を有する社会福祉法人であること。
- (2) 国税及び地方税の滞納が無いこと。
- (3) 役員に破産者及び拘禁刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (4) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。
- (5) 公募開始日から契約締結日までの間に不渡り等を生じていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

でないこと。

- (7) 自主事業に関し、法令の資格要件等や知識を有すること。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む)の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者でないこと。
- (9) 本市から指名停止措置を受けている者でないこと。
- (10) 本市の指定管理者の公募に応募しようとする日から過去1年以内に、指定管理者の責に帰すべき理由により、指定管理者の指定の取り消しを受けた者でないこと。
- (11) 共同事業体で応募する場合は、構成する全ての団体が上記の条件を満たしていること及び応募の際に、共同事業体協定書を提出すること。なお、共同事業体協定書には、代表団体及び責任分担を明記すること。

5 申請の方法

募集要項のとおりです。

6 募集要項等の配布

配布期間 令和8年7月29日(水)～9月29日(火)まで

原則、那覇市の公式ホームページからのダウンロードとします。

7 お問い合わせ先

① 老人憩の家関係

那覇市福祉部ちやーがんじゅう課在宅福祉グループ

担当：徳永・比嘉

電 話 098-862-9010

② 児童館関係

こどもみらい部こども教育保育課 庶務・児童館グループ

担当：宮城・赤嶺

電 話 098-861-2113

那覇市公告第 347 号

令和 8 年 7 月 28 日

掲 示 済

那覇市若狭児童館指定管理者募集について

今般、児童館の利便性の更なる向上や多様化する利用者ニーズへの対応を図るとともに、同施設の効率的かつ効果的管理を行うことを目的に、那覇市児童館及び児童遊園条例（以下「児童館条例」という。）の規定に基づき指定管理者を募集します。

那覇市長 知念 覚

1 名称及び所在地

(1) 名称 那覇市若狭児童館

(2) 位置 那覇市若狭 3 丁目 18 番 1 号

2 選定の基準

「那覇市児童館指定管理予定候補者選定評価採点表審査項目」に基づき選定します。詳細は、本市ホームページへ公開する那覇市若狭児童館指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)のとおり。

3 管理の基準及び業務の範囲

児童館条例第 16 条に定めるもののほか、募集要項のとおり。

4 指定の予定期間（議決事項）

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（5 年間）

5 説明会の開催及び施設の視察

参加を希望する場合は、本市ホームページへ公開する様式集(以下「様式集」という。)の「那覇市児童館公募説明会及び施設視察申込書(様式第 8 号)」を令和 8 年 8 月 7 日（金）の午後 5 時までにご提出ください。詳細な手続きは、募集要項のとおり。

※説明会及び施設視察へ参加がなかった場合も、応募は可能です。

※参加希望者がいない場合、説明会の開催を中止します。

6 募集要項等に関する質問の受付及び回答

募集要項等に関する質問は、様式集の「質問書(様式第 9 号)」により、令

和8年8月6日(木)～8月24日(月)午後3時までの期間にご提出ください。
詳細な手続きは、募集要項のとおり。

7 申請方法及び応募期間

募集要項に記載のある提出書類等を下記期間内に直接受付場所へ提出してください。

- (1)受付期間 令和8年9月7日(月)～9月29日(火)
(土曜、日曜及び祝日を除く)
- (2)受付時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）
- (3)受付場所 那覇市役所本庁舎3階こどもみらい部こども教育保育課
庶務・児童館グループ 担当：宮城、赤嶺

8 お問い合わせ先

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所3階
こどもみらい部こども教育保育課
庶務・児童館グループ（宮城・赤嶺）
電話：098-861-2113(直通) F A X：098-861-2114

那覇市公告第 348 号

令和 8 年 7 月 28 日

掲 示 済

那覇市緑ヶ丘公園集会所指定管理者募集について

今般、那覇市緑ヶ丘公園集会所の利便性の更なる向上や多様化する利用者ニーズへの対応を図るとともに、同施設の効率的かつ効果的管理を行うことを目的に、那覇市緑ヶ丘公園集会所条例（以下「条例」という。）の規定に基づき指定管理者を募集します。

那覇市長 知念 覚

1 名称及び所在地

(1)名称 那覇市緑ヶ丘公園集会所

(2)位置 那覇市牧志1丁目6番55号

2 選定の基準

「那覇市緑ヶ丘公園集会所指定管理予定候補者選定評価採点表審査項目」に基づき選定します。詳細は、本市ホームページへ公開する那覇市緑ヶ丘公園集会所指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)のとおり。

3 管理の基準及び業務の範囲

条例第17条に定めるもののほか、募集要項のとおり。

4 指定の予定期間（議決事項）

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

5 説明会の開催及び施設の視察

参加を希望する場合は、本市ホームページへ公開する様式集(以下「様式集」という。)の「那覇市緑ヶ丘公園集会所公募説明会及び施設視察申込書(様式第8号)」を令和8年8月7日（金）の午後5時までにご提出ください。詳細な手続きは、募集要項のとおり。

※説明会及び施設視察へ参加がなかった場合も、応募は可能です。

※参加希望者がいない場合、説明会の開催を中止します。

6 募集要項等に関する質問の受付及び回答

募集要項等に関する質問は、様式集の「質問書(様式第 9 号)」により、令和 8 年 8 月 6 日(木)～8 月 24 日(月)午後 3 時までの期間にご提出ください。詳細な手続きは、募集要項のとおり。

7 申請方法及び応募期間

募集要項に記載のある提出書類等を下記期間内に直接受付場所へ提出してください。

(1)受付期間 令和 8 年 9 月 7 日(月)～9 月 29 日(火)

(土曜、日曜及び祝日を除く)

(2)受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時を除く)

(3)受付場所 那覇市役所本庁舎 3 階 こどもみらい部 こども教育保育課
庶務・児童館グループ 担当：宮城、赤嶺

8 お問い合わせ先

〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所 3 階
こどもみらい部 こども教育保育課
庶務・児童館グループ (宮城・赤嶺)
電話：098-861-2113(直通) F A X：098-861-2114

那覇市公告第 356 号

令和 8 年 8 月 3 日

協栄浮島マンション等売却組合の理事長の氏名等について

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 126 条第 3 項において準用する同法第 25 条第 1 項の規定に基づき、協栄浮島マンション等売却組合から理事長の氏名及び住所の届出があったので、同法第 126 条第 3 項において準用する同法第 25 条第 2 項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知念 覚

- 1 理事長の氏名
沖縄協栄産業株式会社 代表取締役 嘉数 美和子
- 2 理事長の住所
沖縄県那覇市長田 2 丁目 28 番 29 号

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 12 号

令和 8 年 7 月 17 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第 11 条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第 11 条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市排水設備指定工事店新規指定

指定 (登録) 番号	指定工事店名	営業所所在地	代表者 指定年月日
601	優水設備	島尻郡南風原町字大名 327 番地 1	國吉 優 令和 8 年 5 月 27 日
602	清水管工	那覇市首里儀保町 4 丁目 16 番地 2	清水 公明 令和 8 年 7 月 17 日

那覇市上下水道局告示第 13 号

令 和 8 年 7 月 17 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第 16 条に基づき、次のとおり異動があるので、那覇市排水設備指定工事店規程第 11 条により公示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市排水設備指定工事店

指定 (登録) 番号	指定工事店名	営業所所在地	代表者の変更
190	マルキ産業株式会社	那覇市曙 2 丁目 2 5 番 2 4 号	有 菌 泰 彦

那覇市排水設備指定工事店

指定 (登録) 番号	指定工事店名	営業所所在地の変更	代表者
390	有限会社東志工業	豊見城市字豊崎 1 番地の 439	東川平 勇人
588	イーテック設備	浦添市大平 3 丁目 15 番 17-302 号 宇富邑ハイツ	照屋 栄志郎

那覇市上下水道局告示第14号
令和8年7月17日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市下水道条例第16条第3項の届け出により、次のとおり指定工事店の指定を取り消したので、那覇市排水設備指定工事店規程第11条に基づき告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

記

指定番号	第476号
指定工事店名	株式会社大気
営業所所在地	南城市佐敷字津波古2386番地4（1階）
代表者氏名	玉寄 優
取消日	令和8年6月11日
取消理由	廃業したため

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第4号

令和8年7月8日

公 布 済

那覇市学校給食センターの受配校に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

那 覇 市 教 育 委 員 会

教育長 宮 里 寿 子

那覇市学校給食センターの受配校に関する規則の一部を改正する規則

那覇市学校給食センターの受配校に関する規則(昭和 47 年那覇市教育委員会規則第 12 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																						
(受配校) 第2条 那覇市学校給食センター設置条例 第2条に規定する施設に係る受配校は、次の表のとおりとする。 <table> <tr> <th>施設</th><th>受配校</th></tr> <tr> <td>首里学校給食センター</td><td>城東小学校 城南小学校 石嶺小学校 <u>首里中学校</u> 松島中学校 松城中学校 石嶺中学校</td></tr> <tr> <td>小禄学校給食センター</td><td>垣花小学校 <u>小禄小学校</u> さつき小学校 <u>小禄中学校</u> 金城中学校</td></tr> <tr> <td>真和志学校給食センター</td><td>仲井真小学校 真地小学校 石田中学校 仲井真中学校</td></tr> <tr> <td>神原学校給食センター</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </table> 2 [略]	施設	受配校	首里学校給食センター	城東小学校 城南小学校 石嶺小学校 <u>首里中学校</u> 松島中学校 松城中学校 石嶺中学校	小禄学校給食センター	垣花小学校 <u>小禄小学校</u> さつき小学校 <u>小禄中学校</u> 金城中学校	真和志学校給食センター	仲井真小学校 真地小学校 石田中学校 仲井真中学校	神原学校給食センター	[略]	[略]		(受配校) 第2条 [略] <table> <tr> <th>施設</th><th>受配校</th></tr> <tr> <td>首里学校給食センター</td><td>城東小学校 城南小学校 石嶺小学校 <u>首里中学校</u> <u>石田中学校</u> 松島中学校 松城中学校 石嶺中学校</td></tr> <tr> <td>小禄学校給食センター</td><td>垣花小学校 <u>小禄小学校</u> <u>仲井真小学校</u> <u>真地小学校</u> さつき小学校 <u>小禄中学校</u> <u>校</u> <u>仲井真中学校</u> 金城中学校</td></tr> <tr> <td>神原学校給食センター</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </table> 2 [略]	施設	受配校	首里学校給食センター	城東小学校 城南小学校 石嶺小学校 <u>首里中学校</u> <u>石田中学校</u> 松島中学校 松城中学校 石嶺中学校	小禄学校給食センター	垣花小学校 <u>小禄小学校</u> <u>仲井真小学校</u> <u>真地小学校</u> さつき小学校 <u>小禄中学校</u> <u>校</u> <u>仲井真中学校</u> 金城中学校	神原学校給食センター	[略]	[略]	
施設	受配校																						
首里学校給食センター	城東小学校 城南小学校 石嶺小学校 <u>首里中学校</u> 松島中学校 松城中学校 石嶺中学校																						
小禄学校給食センター	垣花小学校 <u>小禄小学校</u> さつき小学校 <u>小禄中学校</u> 金城中学校																						
真和志学校給食センター	仲井真小学校 真地小学校 石田中学校 仲井真中学校																						
神原学校給食センター	[略]																						
[略]																							
施設	受配校																						
首里学校給食センター	城東小学校 城南小学校 石嶺小学校 <u>首里中学校</u> <u>石田中学校</u> 松島中学校 松城中学校 石嶺中学校																						
小禄学校給食センター	垣花小学校 <u>小禄小学校</u> <u>仲井真小学校</u> <u>真地小学校</u> さつき小学校 <u>小禄中学校</u> <u>校</u> <u>仲井真中学校</u> 金城中学校																						
神原学校給食センター	[略]																						
[略]																							
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。																							

付 則

この規則は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。